

草津市景観計画



草津市

目 次

第1章	草津市の景観特性	1
第2章	景観づくりの考え方 ～基本理念～	3
第3章	景観計画区域	4
第4章	景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	5
第5章	景観形成重点地区	9
第6章	景観計画区域内の行為の規制に関する事項	11
第7章	景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針	32
第8章	屋外広告物に関する行為の制限に関する事項	34
第9章	道路、河川等良好な景観の形成上重要な公共施設（景観重要公共施設）の整備に関する基本的な事項	35
第10章	景観計画の推進	36

第1章 草津市の景観特性

草津市は、琵琶湖の南部東岸に位置し、東に湖南アルプスを望み、これに続く丘陵部から琵琶湖の中央までが草津市域です。湖の対岸にある比良や比叡の山並みが空と交わり、まちの背景となっています。

琵琶湖周辺に広がる平地部は、主に農地と集落からなり、市域中央部とそれを挟む地域は、主に住宅用地や商業用地として利用されています。丘陵部にも田園と集落があり、一部山林なども残されているほか、大学や工場などの大規模な施設も立地しています。

そこで、草津市の地形や土地利用を、自然的要素、歴史的要素、都市的要素の3つに大別してその景観特性をみると、以下のように整理できます。

1 自然的要素による景観特性

～はらかな空とみずみずしい琵琶湖～

琵琶湖沿岸には、蓮の群生地やヨシ原など、貴重な自然景観が残されており、琵琶湖と対岸の比良山や比叡山が空と一体となった景観が広がっています。また、湖岸を背に東の方向には、湖南アルプス（たなかみやま太神山、やはすがだけ矢筈ヶ岳、ささまがだけ笹間ヶ岳）を彼方に一望できる、うるおいのある心地よい景観が広がっています。

～自然と共生した田園地域～

琵琶湖周辺の平地部は、広い農地と点在する集落、鎮守の森など、良好な田園景観を形成しています。また、丘陵部にも田園や集落、山林などによる、緑豊かな景観を形成しています。

～まちにうるおいと憩いをもたらす河川～

丘陵部から琵琶湖に注ぐ河川や草津川跡地がまちにうるおいをもたらし、多くの人々が集い憩う、地域の重要な景観資源として活かされています。

2 歴史的要素による景観特性

～往時の面影を今につたえる草津宿～

草津宿は東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、国指定の史跡である草津宿本陣は往時の街並みを今に伝える建造物として、ふるさと草津のよりどころのひとつとなっています。

～人々の往来と出会いが紡ぐ街道文化～

東海道、中山道や、「急がば回れ」で有名な矢橋の帰帆に通じる矢橋道には、一部に古くからの木造建造物などが残されており、街道筋の人々の暮らしが脈々と息づいています。

～地域の愛着と誇りが受け継ぐ神社仏閣～

市域には、芦浦観音寺など文化財（建築物）に指定される寺社等も数多くあり、地域の人々によって愛着と誇りをもって受け継がれ、重要な景観資源として残されています。

3 都市的要素における景観特性

～にぎわいと新たな活力を生む駅周辺～

JR草津駅およびJR南草津駅周辺は、大型商業施設や高層マンションが集積するなど、利便性が高い市街地が形成されています。

～地域の特性を映す多様な住宅市街地～

市域中央部は、商業施設や中高層の住宅などから形成された市街地が広がっています。また、市域中央部の市街地から琵琶湖側および丘陵部側には、低層住宅地を中心とした住宅市街地が広がっており、成熟した閑静な佇まいの住宅地や、若い世代が数多く暮らす新しい住宅地など、多様な世代のまちが広がっています。

～産業・研究・文化・福祉などが交流する丘陵部～

丘陵部の一部は、大学や工場などの産業・研究機関や、文化・福祉・医療機関などによって大規模な施設が立地しています。また、草津田上インターチェンジで結ばれた新名神高速道路との接続により、様々な機能の交流を促す拠点となっています。

～主要な国土軸などが貫く交通の要衝～

国道1号線をはじめ、京滋バイパス、山手幹線などの国土幹線軸や高速道路が通過し、現在でも交通の要衝となっています。また、沿道には商業・業務施設などの立地が進んでおり、これら施設の広告物が立ち並んでいます。



第2章 景観づくりの考え方 ～基本理念～

自然豊かな琵琶湖に面する草津市は、湖岸沿いには広大な農地が広がり、湖辺からは対岸の比良、比叡の山並みをはじめ、湖南アルプスや三上山などの全景を眺望でき、^{うみ} 碧い空と湖の広がりを実感できるまちです。

また、東海道と中山道の分岐する街道のまちとして栄えた草津市には、草津宿本陣や旅人を導く道標があり、旧街道沿いには、古くからの民家や蔵が残されているなど、身近にまちの歴史文化に触れることができます。

一方で、県内でも有数の乗降客数を誇るJR草津駅やJR南草津駅の周辺には、商業施設が集まり、重層的に駅前居住が進むなど、各種の都市機能が集積する利便性の高いまちです。

高度経済成長を経て、安定した成熟化社会を迎えようとする中、美しく質の高いまちを創造することによって、暮らしの豊かさが実感でき、みんなで創り出したまちの姿を、共通の財産として次世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、これらの自然景観を生かし、地域らしさを醸し出している歴史景観を守り育むとともに、美しい都市景観を創出するため、草津が持つ均衡のとれたこの3つの景観特性を生かし、より高めていくこととします。

草津市の景観づくりの考え方（基本理念）

「ふるさと草津の心」を育む景観づくり

～“^{うみ} 広く碧い湖と空”、“趣のある歴史のみち”、“質の高い都市生活”が調和する～

「ふるさと草津の心」を育んでいくためには、次代を担う子どもたちとともに、良好な景観に親しみ、学び、まちの自然や歴史文化に対する深い理解とまちを愛する心を持った草津人（くさつびと）を生み出していくことが必要です。

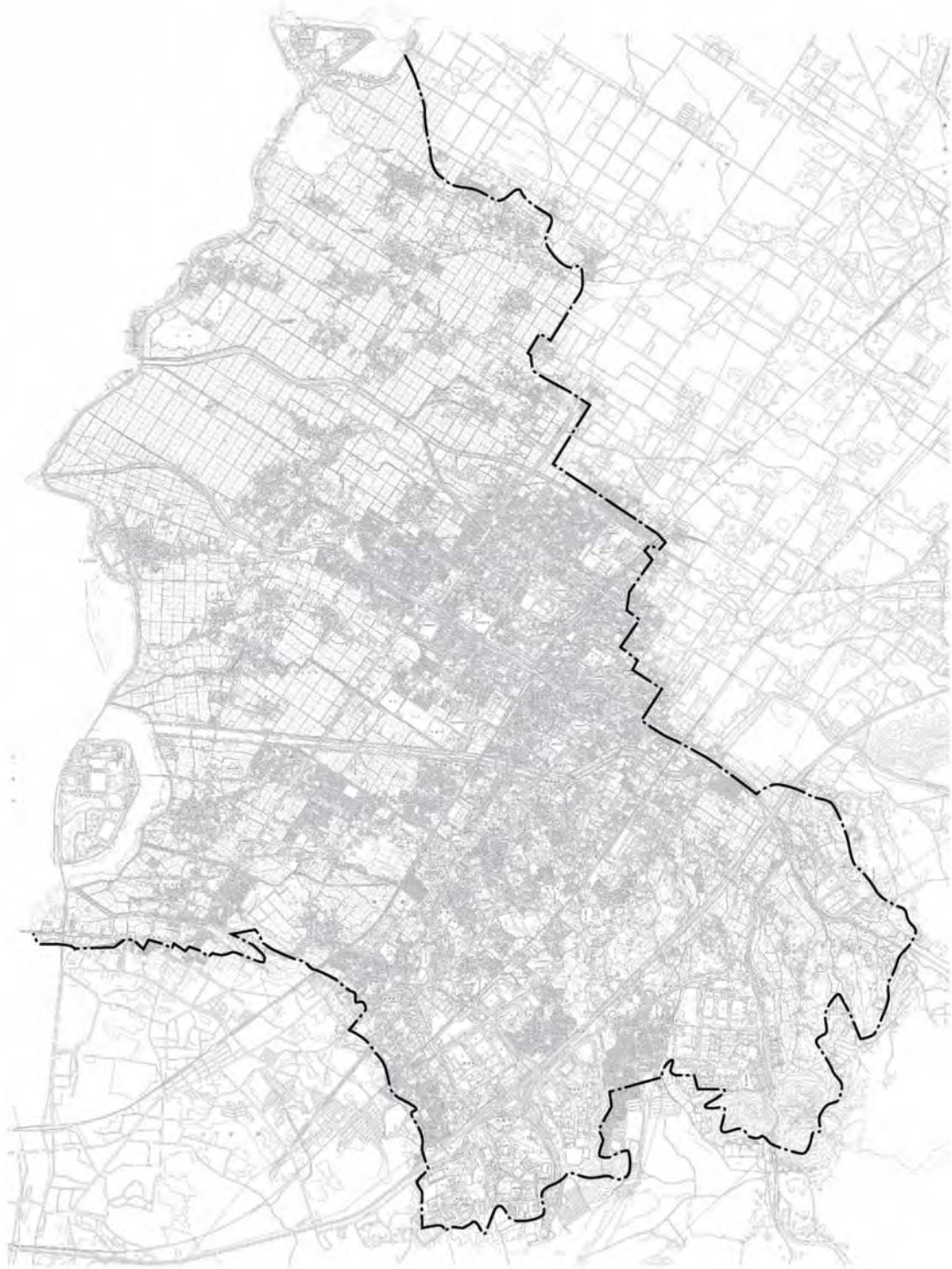
このような草津人（くさつびと）とともに、心地よさが感じられる草津市の景観づくりをすすめていくこととします。



第3章 景観計画区域

草津市は、琵琶湖岸から対岸の山並みを望む景観、琵琶湖周辺の広がりのある田園集落景観、鉄道駅周辺の都市的景観、街道筋の歴史的景観、落ち着いたたたずまいの住宅地景観、市域東部の丘陵部の景観等、全市域にわたって、特徴ある景観が形成されています。

これら特徴ある景観を守り、育み、創り出していくとともに、すべての市民が、ふるさと草津の景観への意識を高めていくことができるよう、本市全域を景観計画区域に定めます。



第4章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

第1節 基本目標と方向性

基本目標の実現に向けた取組みの方向性として、景観づくりの基本目標を、「自然景観」、「歴史景観」、「都市景観」の3つの視点から設定します。

● 自然景観 ●

空・山・湖^{うみ}がつながる 広がりのある風景を大切に守る

○ 琵琶湖岸の風景を保全する

市域の西側に広がる琵琶湖沿岸は、蓮の群生地やヨシ原などの自然環境が残され、対岸の山並みと空が一体となった広がりのある景観を生み出しています。

この広がりのある景観は、ふるさと草津を感じる代表的な景観として親しまれています。これら琵琶湖沿岸一帯の景観について、近隣の景観行政団体等と連携し、保全を図ります。

○ 広い農地と鎮守の森、集落からなる田園風景を保全する

琵琶湖岸や丘陵部の田園地域には、鎮守の森が点在するなど、日本の原風景にみられる田園景観が広がっており、自然とともに暮らす人々の息吹きが感じられます。

これら人々の暮らしを感じ、広がりのある空を生み出す田園景観の保全を図ります。

○ 地域にうるおいと安らぎをもたらす水・緑空間を保全・活用する

市域の主要な河川等による水・緑空間は地域にうるおいをもたらす重要な空間となっています。

これら水・緑空間について、人々の憩いの空間として積極的に緑を配し、周辺も含めて景観の形成を図ります。また、特に草津川跡地については、市街地における緑豊かな憩いの場となるよう、良好な景観の創造を図ります。

○ 丘陵部のまとまりのある緑を保全する

市域南東部の丘陵には一定規模のまとまった緑が残されており、市民の憩いの空間としての役割を果たしています。

これらのまとまった緑が生み出す、うるおいある景観の保全を図ります。



● 歴史景観 ●

いにしえ 古の歴史・文化が暮らしに 薫る風景を次代に引き継ぐ

○ 草津宿の歴史文化を継承し、魅力ある歴史的街並み景観として保全・再生を図る

草津宿は東海道と中山道が分岐・合流する宿場町であり、草津宿本陣は往時の面影を今に伝え、ふるさと草津を代表する建造物として市民の誇りとなっています。また、この周辺には、多くの歴史・文化資源が残っています。

こうした宿場町の魅力を身近に感じ、ふれあうことができる歴史的な街並み景観の形成をめざし、保全・再生を図ります。

○ 人々が暮らしの中で伝統を受け継ぐ、歴史街道景観の保全・活用を図る

東海道、中山道、矢橋道沿いなどには、分岐点を示す道標などが残されており、伝統を受け継ぐ人々の暮らしの中に街道の歴史を感じることができます。

これらの歴史的な街道筋について、歴史資源としての活用を図るとともに、地域の人々の手によるまちづくりとの連携や、広域的な連携を視野に入れて、景観を形成し、保全・活用を図ります。

○ 地域の歴史・文化資源を活かし、愛着を感じる景観づくりを進める

市内には、神社や寺院などに代表される歴史のある文化財が残されており、地域の人々の力によって、大切に受け継がれています。

特に、田園地域では鎮守の森の緑とあいまって、愛着と誇りを感じる歴史・文化資源の保全・活用を図ります。



● 都市景観 ●

居心地の良さを実感できる、快適で 質の高い美しい都市を創り出す

○ 駅周辺に快適で質の高い美しい都市景観の創出を図る

県内でも有数の乗降客数を誇るJR草津駅、JR南草津駅周辺には、商業・業務・住宅など多様な都市機能が集積し、多くの人々が行き交い、活力とにぎわいにあふれています。

こうした利便性の高い駅周辺地域について、うるおい豊かで居心地が良く、質の高い、ふるさと草津の顔となる都市景観を創出していきます。

○ 周辺の緑と調和した学術・文化交流拠点にふさわしい都市景観を形成する

市域の南東に位置する丘陵部は、産業、研究などの学術分野や医療や福祉、文化などの機能を持つ施設整備が進み、敷地内緑化や周辺の緑により都市環境としての調和が保たれています。

これらの周辺の緑と調和を保ちつつ、整然とした良好な都市景観の形成を図ります。

○ 地域の特性を生かした良好な住宅地景観の形成を進める

市内の既成市街地や新市街地では、一定の歳月を経て成熟した落ち着いた佇まいの住宅地や若い世代の多い住宅地など、それぞれ特徴のある街並みを形成しています。

これらの住宅地について、地域の特性を生かしつつ、地域住民の主体性を尊重し、ゆとりと緑にあふれたうるおいのある景観づくりを進めます。

○ 周辺環境に調和した良好な沿道景観の形成を図る

市域の幹線道路沿いには商業・業務施設が集積しており、原色を多用した広告物などが林立し、統一感がなく周辺環境と調和しない沿道景観となっている地域がみられます。

こうした沿道が周辺に配慮した連続的な景観となるよう、良好な沿道景観の形成を図ります。



第2節

地域特性に応じた方向性

景観づくりの基本方針を定めるにあたり、地域特性に応じた方針とするため、草津市内を「琵琶湖岸ゾーン」、「田園ゾーン」、「住宅地ゾーン」、「まちなかゾーン」、「丘陵部ゾーン」に分け、それぞれの方針を定めます。

また、特徴ある景観が連続する河川や緑地、街道筋、幹線道路沿いについて、それぞれを「河川・緑軸」、「歴史街道軸」、「幹線道路軸」として位置づけ、それぞれ方針を定めます。

琵琶湖岸ゾーン

琵琶湖岸と一体となった景観を形成しているゾーン

- ヨシ原や砂浜などが形成する琵琶湖岸の自然的景観の保全を図るとともに、湖周辺においては、緑化を進めるなど、うるおいある景観の創造を図る。
- 湖岸から対岸の比良・比叡、東の湖南アルプスの山並みや空の眺望が楽しめる景観の保全を図る。
- 建築物や工作物の形態や色彩などに配慮し、琵琶湖岸の自然豊かな景観との調和を図る。
- 滋賀県景観計画において、「琵琶湖景観形成地域」「琵琶湖景観形成特別地区」に指定されていた地域では、引き続き良好な景観形成を図る。

田園ゾーン

琵琶湖岸と一体となった田園景観が広がるゾーン

- 農業施策と連携し、広がりのある田園景観や、集落、鎮守の森などが田園と一体となった集落景観の保全を図る。
- 建築物や工作物の形態や色彩などに配慮し、広々とした田園景観や集落景観との調和を図る。

住宅地ゾーン

まちなか周辺に広がる住宅地ゾーン

- 低層の住宅地が広がる地域について、緑化などうるおいある空間をつくり、統一感のある街並み景観の維持・創造を図る。
- 中高層・低層住宅、商工業施設が混在する地域について、地域特性に応じた良好な景観の再生・創造を図る。
- 建築物や工作物の形態や色彩などに配慮し、周囲の街並みとの調和を図る。

まちなかゾーン

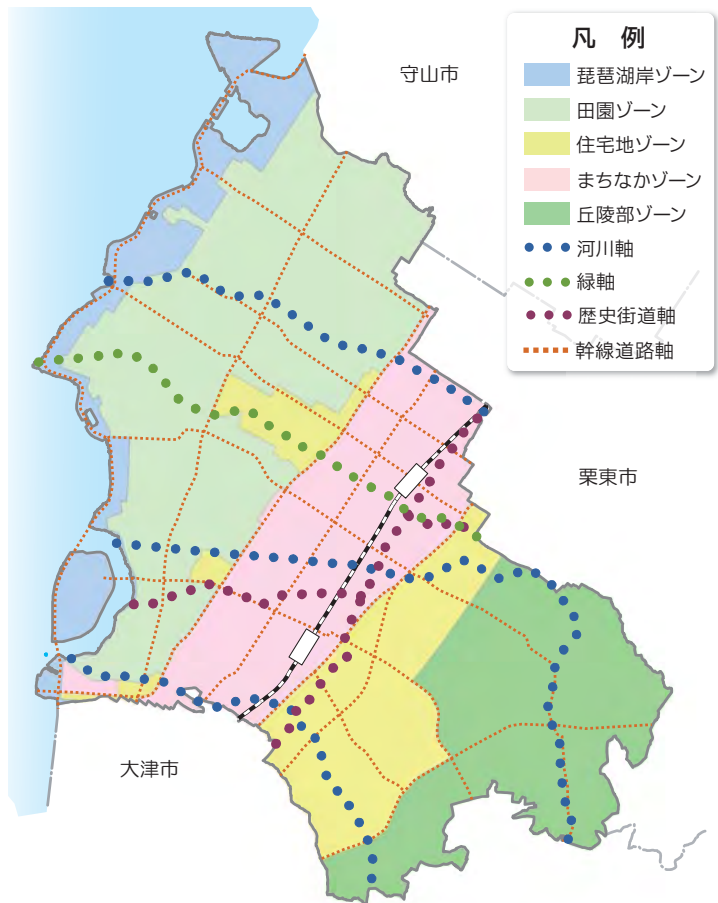
草津市の中心市街地であり、商業・業務施設などの都市的機能が集積するゾーン

- うるおいや豊かさを感じるまちなか居住など、都市としての魅力ある景観の創造を図る。なかでも、JR駅周辺や商業が集積する地区において、にぎわいと都市機能の質を高め、美しい都市景観の創造を図ることにより、商業の活性化につなげる。
- 駅前広場周辺において、総合的なデザインコントロールを図る。
- 建築物や工作物の形態や色彩などに配慮し、周囲の街並みとの調和を図る。

丘陵部ゾーン

市城南東部の丘陵が広がるゾーン

- 丘陵部の緑など、まとまりのある緑や里山の維持管理を適正に行い、緑豊かな景観の保全・活用を図る。
- 建築物や工作物の形態や色彩などに配慮し、背後の山並みや周囲の緑との調和を図る。



河川・緑軸

- 主要河川と河川周辺の緑の適正な管理を行い、うるおいある景観の保全を図るとともに、水辺の親水空間の創造を図る。
- 建築物や工作物の、形態や色彩などに配慮し、うるおいある河川景観との調和を図る。

歴史街道軸

- 東海道、中山道、矢橋道など、街道沿いに残された歴史的な街並み景観の保全を図るとともに、歴史的な建造物の活用を進め、地域のにぎわいある景観づくりを図る。
- 建築物や工作物の形態や色彩などに配慮し、歴史的景観との調和を図る。
- 滋賀県景観計画において、「沿道景観形成地区」に指定されていた地域では、引き続き良好な景観形成を図る。

幹線道路軸

- 沿道の屋外広告物の規制、誘導などにより、落ち着きのある景観形成を図る。
- 建築物や工作物の形態や色彩などに配慮し、街路樹の連続性を図り、個性ある沿道景観の創造を図る。
- 滋賀県景観計画において、「沿道景観形成地区」に指定されていた地域では、引き続き良好な景観形成を図る。

第5章 景観形成重点地区

第1節 景観形成重点地区の考え方と指定方針

重点的に良好な景観の保全・活用や新たな都市景観の創出を図るべき地区を、『景観形成重点地区』に指定します。

『景観形成重点地区』においては、それぞれの地域特性に応じた景観ルールづくりや、景観誘導を図るための支援策などの各種施策の展開を図っていくこととします。

■景観形成重点地区の指定方針

豊かな自然環境が残されている地区

- ・琵琶湖岸や里山、水辺など貴重な自然環境が残されている地区
- ・農村集落や鎮守の森など、周辺の自然環境と一体となって良好な景観を形成している地区

草津の歴史文化が色濃く残されている地区

- ・歴史・文化の薫る街並み景観を生かし、積極的に保全・再生していく地区
- ・神社や寺院など、地域固有の歴史・文化が受け継がれている地区

まちのにぎわいや活力とともに、うるおいがあって質の高い街並み景観や都市景観の創出に向けて取り組む地区

- ・たくさんの方が暮らし、行き交う駅周辺地区および交通の要衝としてのインターチェンジ周辺地区
- ・商店街のように回遊性があり、まちのにぎわいやふれあいを創出していく地区
- ・丘陵部における福祉・医療・学術・研究・文化の広域交流拠点地区

市民・事業者が積極的に景観づくりに取り組む地区

- ・市民や事業者が景観づくりを行う団体として積極的な活動を展開している地区
- ・市民や事業者が景観づくりに向けたルールづくりに取り組んでいる地区

景観形成重点地区における景観の保全・活用や創出を推進するため、表彰制度や景観資源の維持管理への支援、市民や事業者が主体となって取り組む景観づくりへの支援など、各種の景観施策を展開していきます。

第2節

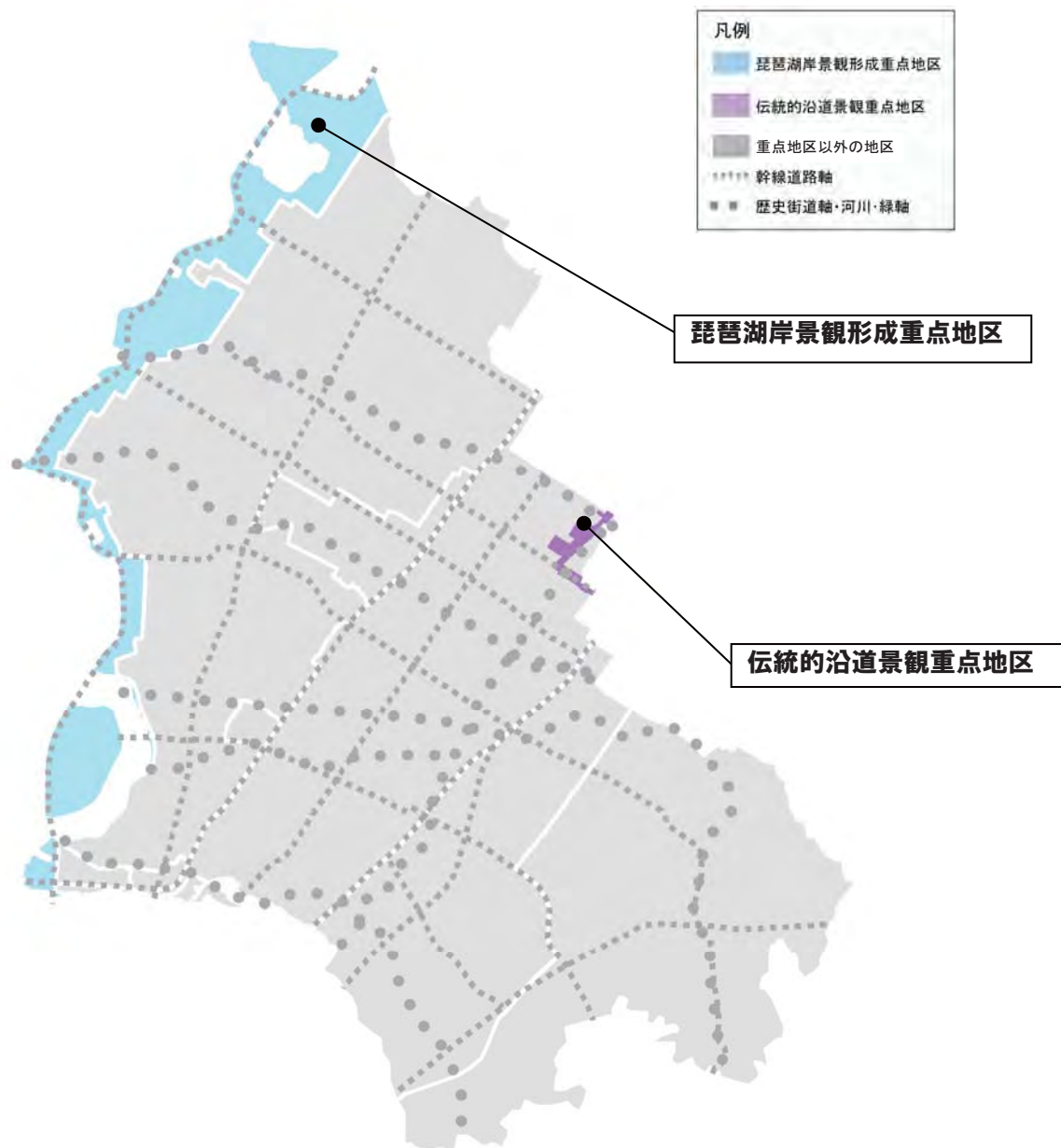
景観形成重点地区の指定地区

滋賀県景観計画で指定されていた「琵琶湖景観形成地域（琵琶湖景観形成特別地区含む）」、「沿道景観形成地区」について、それぞれを「琵琶湖岸景観形成重点地区」、「伝統的沿道景観重点地区」に指定します。

また、景観形成重点地区は、指定方針に基づく地区について追加指定を検討し、地域住民等関係者と協議を行い、随時指定していきます。

名称	区 域
琵琶湖岸景観形成重点地区	滋賀県景観計画で指定されていた「琵琶湖景観形成地域（琵琶湖景観形成特別地区含む）」の範囲
伝統的沿道景観重点地区	滋賀県景観計画で指定されていた「沿道景観形成地区」の範囲

■ 位置



第6章 景観計画区域内の行為の規制に関する事項

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、景観計画区域および景観形成重点地区における建築行為等を対象として、その行為の制限を定め、良好な景観形成の誘導を図ります。

景観計画区域内における各ゾーンの特性に応じた行為制限を定めるとともに、これに基づきあらかじめ届出のあった一定規模以上の建築行為などについて指導を行います。

第1節 届出の対象となる行為

【まちなかゾーン、住宅地ゾーン、田園ゾーン、丘陵部ゾーン】

建築物	新築、増築、改築、または移転	○建築物の最高部の高さが1.3m以上もしくは4階建以上の行為。ただし、田園ゾーンについては、高さ10m以上の行為。
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	○行為に係る延床面積の合計が300㎡以上の行為。
工作物	新築、増築、改築、または移転	○高さ1.3m以上のもの。ただし、田園ゾーンについては、高さ10m以上の行為。
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	

【琵琶湖岸景観形成重点地区、伝統的沿道景観重点地区】

建築物	新築、増築、改築、または移転	○新築、増築、改築または移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超える行為。 ○行為後の建築物の高さが5mを超える行為。
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	○行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超える行為。
工作物	新築、増築、改築、または移転	○垣（生け垣を除く）、さく、へい、擁壁の類の場合、高さが1.5mを超える行為、または、長さが10mを超える行為。 ○汚水または廃水処理する施設の場合、高さが1.5mを超える行為、または、行為に係る部分の築造面積の合計が100㎡を超える行為。
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	○上記以外の工作物 ・行為後の工作物の高さが5mを超える行為。
開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		○切土により生ずるのり面の高さが1.5mを超える行為。 ○切土により生ずるのり面の長さが10mを超える行為。 ○行為に係る部分の面積が100㎡を超える行為。
木竹の伐採		○高さが5mを超える木竹の伐採。 ○林業を営むために行う木竹の伐採。
屋外における物件の堆積		○堆積された物件を外部から見通すことができ、かつ、物件の堆積期間が30日を超える行為のうち、高さが1.5mを超えるもの、または、面積が100㎡を超えるもの。
水面の埋立てまたは干拓		○盛土により生ずるのり面の高さが1.5mを超える行為。 ○盛土により生ずるのり面の長さが10mを超える行為。 ○行為に係る部分の面積が100㎡以上であるもの。

【歴史街道軸・幹線道路軸】

歴史街道軸、幹線道路軸については、それぞれの「軸」が含まれている「ゾーン」および「景観形成重点地区」で定められた行為を対象とする。

第2節 景観形成基準

建築物等の建築等をはじめ、開発行為、木竹の伐採など、周囲の景観に影響を及ぼす行為を行なうときに景観上留意すべき事項を「景観形成基準（以下「基準」）」として定めます。

届出のあった行為については、この基準に基づき、必要な指導を行いません。

■景観形成基準

【まちなかゾーン、住宅地ゾーン、田園ゾーン、丘陵部ゾーン】

		田園ゾーン	丘陵部ゾーン	住宅地ゾーン	まちなかゾーン
1 建築物（建築物に附属する門およびへいを除く）の新築、増築または改築	位置	<p>(1)大規模建築物については、原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。また、敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。</p>			<p>(2)道路境界からできるだけ多く後退し、広がりのある景観の確保に努めること。 (3)大規模建築物については、道路境界から後退した部分について、歩道と一体的な整備を図ること。</p>
	規模	<p>(田園ゾーン)</p> <p>(1)建築物の最高部の高さは13m以下とすること。ただし、次の①、②については、以下に掲げる(あ)から(お)までの眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、また、③については、景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。</p> <p>①公共、公益上必要な場合 ②現に有する機能を維持するため、既存の高さおよび容積の範囲内で行う、建築物の改築、増築および外観の変更を伴う修繕もしくは模様替、および色彩を変更する場合。 ③社寺などの伝統様式による建築物の場合</p> <p>(あ)建築物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。</p>			

	田園ゾーン	丘陵部ゾーン	住宅地ゾーン	まちなかゾーン
	<p>(い) 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、建築物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。</p> <p>(う) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、建築物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。</p> <p>(え) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、建築物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。</p> <p>(お) 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、建築物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。</p>			
形態	<p>(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</p>			
	<p>(2) 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、これらの屋根の形態との調和を図るため、周辺に鎮守の森などの樹林地がある地区にあっては樹木の形態と調和を図るため、それぞれ原則として、勾配のある屋根を設けること。</p>	<p>(3) 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、これらの屋根の形態との調和を図るため、周辺に山りょうまたは樹林地がある地区にあっては山りょうまたは樹木の形態と調和を図るため、それぞれ原則として、勾配のある屋根を設けること。</p>	<p>(4) 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、これらの屋根の形態との調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けること。</p>	<p>(5) 大規模建築物について、周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、これらの屋根の形態との調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けること。</p>
	<p>(6) 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設置するとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置などの修景措置を講じること。</p> <p>(7) 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とすること。</p>			
意匠	<p>(1) 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。</p> <p>(2) 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。</p>			

	田園ゾーン	丘陵部ゾーン	住宅地ゾーン	まちなかゾーン														
色彩	(1) けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。 (2) 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>上限値</td> <td>下限値</td> </tr> <tr> <td>0.1R~10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG~10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）で表示。 ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。</p>				色相	彩度	明度		上限値	下限値	0.1R~10G	6以下	3以上	0.1BG~10RP	3以下	3以上	無彩色	—
色相	彩度	明度																
	上限値	下限値																
0.1R~10G	6以下	3以上																
0.1BG~10RP	3以下	3以上																
無彩色	—	3以上																
素材	(3) 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。 (4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。 (5) 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとする。																	
	(6) 大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁には明度の明るい色（明度4以上）や彩度の低い色を用いること。																	
敷地の緑化措置	(1) 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。 (2) 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。																	
	(1) 原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。 (2) 大規模建築物については、原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 (3) 大規模建築物については、緑豊かな景観とするため、原則として、敷地面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にある場合はこの限りではない。 (4) 大規模建築物の植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。		(5) 敷地内の空地には、できるだけ緑化措置を講ずること。 (6) 敷地のうち、道路に面する部分については、緑化に努めること。															
樹木等の保全措置	(1) 大規模建築物の敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (2) 大規模建築物の敷地内に樹姿または樹勢が優れた樹木がある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。																	

	田園ゾーン	丘陵部ゾーン	住宅地ゾーン	まちなかゾーン
2 垣、さく、へい、門（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの新設、増築または改築	<p>(1) 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。</p> <p>(2) できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</p>			
3 擁壁の新設、増築または改築	<p>(1) 道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。</p> <p>(2) できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。</p>			
4 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するものおよび高架水槽	<p>田園ゾーン</p> <p>(1) 工作物の最高部の高さは13m以下とすること。</p> <p>ただし、次の①、②については、以下に掲げる（あ）から（お）までの眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。</p> <p>①公共、公益上必要な場合</p> <p>②現に有する機能を維持するため、既存の高さの範囲内で行う、工作物の改築、増築および外観の変更を伴う修繕もしくは模様替、および色彩を変更する場合。</p> <p>（あ）工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。</p> <p>（い）中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。</p> <p>（う）中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。</p> <p>（え）中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。</p> <p>（お）中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。</p> <p>ゾーン全体</p> <p>(2) 周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(3) 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>			

	田園ゾーン	丘陵部ゾーン	住宅地ゾーン	まちなかゾーン
	<p>(4) 工作物にありがちな異様な印象を柔らげるため、できるだけすっきりとした形態および意匠とすること。</p> <p>(5) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。</p> <p>(6) 工作物が周囲に与える威圧感および突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</p> <p>(7) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>			
5 彫像その他これに類するもの	<p>(1) 原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。</p> <p>(2) 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を講じること。</p>			
	<p>(3) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>			
6 汚水または廃水を処理する施設の新設、増築または改築	<p>(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(4) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p> <p>(5) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</p> <p>(6) 敷地外周部は緑化を図り、施設を敷地外から容易に望見できないようにすること。</p> <p>(7) 常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。</p> <p>(8) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(9) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>			
7 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	<p>(1) 周囲に与える威圧感および異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(3) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木で、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</p>			
	<p>(4) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>			

	田園ゾーン	丘陵部ゾーン	住宅地ゾーン	まちなかゾーン
8 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設および石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの	<p>(1) 周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(3) できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p> <p>(4) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。</p> <p>(5) 工作物が周囲に与える威圧感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</p> <p>(6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>			
9 送電線鉄塔およびその電線路	<p>(1) 送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう配慮するとともに、できるだけ落ち着いた色とすること。</p> <p>(2) 山りょうの近傍にあっては、りょう線の美しいシルエットを乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</p>			
10 建築物等の移転	それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑化措置の基準によること。			
11 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によること。			
12 建築物等の外観の色彩の変更	それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によること。			

- ※ 1. この表において、「主要な視点場」とは、湖岸、湖上、湖岸道路、琵琶湖近傍の史跡名勝等において不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できるものをいう。
2. この表において、「主要な眺望景観」とは、主要な視点場から眺望できる琵琶湖、内湖、樹林、独立峰、山並み等の景観をいう。
3. この表において、「重要な眺望景観」とは、主要な眺望景観のうち特に優れた景観をいう。
4. この表において、「中景域」とは、おおむね0.5km～2.0km、「遠景域」とは、おおむね2.0～5.0kmを指す。
5. この表において、「周辺の建築物の多く」とは、建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上を指す。
6. 田園ゾーンにおいて、表中①②に該当する大規模建築物の新築等および煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するものおよび高架水槽の工作物の新築等を行

おうとする者は、あらかじめ当該行為が景観に与える影響の調査（景観影響調査）を行うものとする。

なお、景観影響調査とは、行為の実施が景観に及ぼす影響について調査、予測および評価を行うとともに、これらを行う課程において、その行為に係る景観形成のための措置を検討し、この措置が講じられた場合において景観影響を総合的に評価することをいう。

【景観形成重点地区（琵琶湖岸景観形成重点地区）】

1 建築物（建築物に附属する門およびへいを除く）の新築、増築または改築	位置	<p>(1) 敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣合いよく配置すること。</p> <p>(2) 原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。ただし、古くから発達した集落のある地区であつて、湖岸または湖岸道路に接して建築物が連たんしているものにおける建築物（大規模建築物を除く。）で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。</p>
	規模	<p>建築物の最高部までの高さは、13m以下とすること。ただし、公共公益上やむを得ない場合については、以下に掲げる（あ）から（お）までの眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。</p> <p>（あ） 建築物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。</p> <p>（い） 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、建築物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。</p> <p>（う） 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、建築物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。</p> <p>（え） 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、建築物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。</p> <p>（お） 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、建築物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。</p>
	形態	<p>(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</p> <p>(2) 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林がある地区にあつては、原則として、勾配のある屋根を設けること。</p> <p>(3) 勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。</p> <p>(4) 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置などの修景措置を講じること。</p>

<p>意匠</p>	<p>(1) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。 (2) 大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。 (3) 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とすること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とすること。 (4) 近代的な様式の建築物で形成された地区にあっては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮すること。</p>															
<p>色彩</p>	<p>(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。 (2) 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。</p> <table border="1" data-bbox="470 609 1236 824"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>上限値</td> <td>下限値</td> </tr> <tr> <td>0.1R~10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG~10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）で表示。 ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。</p> <p>(3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。 (4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。</p>	色相	彩度	明度		上限値	下限値	0.1R~10G	6以下	3以上	0.1BG~10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上
色相	彩度	明度														
	上限値	下限値														
0.1R~10G	6以下	3以上														
0.1BG~10RP	3以下	3以上														
無彩色	—	3以上														
<p>素材</p>	<p>(1) 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。 (2) 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。 (3) できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるように配慮すること。 (4) 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。</p>															
<p>敷地の緑化措置</p>	<p>(1) 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずること。 (2) 大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が0.3ha以上であるものにあつては、原則として、敷地面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつてはこの限りではない。 (3) 汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めること。ただし、湾岸施設、造船所等において、機能上建築物と一体になって湖に接して設ける空き地については、この限りではない。 (4) 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。 (5) 大規模建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</p>															

	樹木等の保全措置	<p>(6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(2) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(3) 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p>
2 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの新設、増築または改築		<p>(1) 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。</p> <p>(2) 建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。</p> <p>(3) 湖岸および湖岸道路に面するものにあつては、できるだけ樹木（生垣）によること。</p> <p>(4) できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</p>
3 門（建築物に附属するものを含む。）の新設、増築または改築		<p>(1) 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。</p>
4 擁壁の新設、増築または改築		<p>(1) 湖岸および湖岸道路に面して設けるものにあつては、できるだけ低いものとする。</p> <p>(2) できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれに模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講ずること。なお、琵琶湖および内湖の水面に面して設けるものにあつては、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。</p> <p>(3) 地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めること。</p>
5 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの高架水槽の新設、増築または改築		<p>(1) 敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。</p> <p>(3) 汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(4) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(5) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(6) 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p> <p>(7) できるだけすっきりした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。</p> <p>(8) 必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。</p>

	<p>(9) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(10) 工作物の最高部までの高さは、13m以下とすること。なお、公共公益上やむを得ない場合については、以下に掲げる(あ)から(お)までの眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。</p> <p>(あ) 工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。</p> <p>(い) 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。</p> <p>(う) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。</p> <p>(え) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。</p> <p>(お) 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。</p>
<p>6 彫刻その他これに類するもの新設、増築または改築</p>	<p>(1) 敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 原則として、湖岸道路から2m以上後退すること。</p> <p>(3) 琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。ただし、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等にあつては、この限りでない。</p> <p>(4) 汀線、内湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(5) 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。</p> <p>(6) 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林またはヨシ原等が敷地に内にある場合は、これらの修景に生かすよう配慮すること。</p> <p>(7) 原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、湖岸および湖岸道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講ずること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に措置されるものは、この限りでない。</p> <p>(8) 植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺景観との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>(9) 大規模建築物等に該当する当該工作物については、5(10)による。</p>

<p>7 汚水または排水を処理する施設の新設、増築または改築</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2) 原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以上の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。 (3) 汀線、湖岸および湖岸道路のから後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (4) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (5) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (6) 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (7) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。 (8) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。 (9) 敷地外周部は生垣等で緑化し、施設を敷地外から容易に望見できないようにすること。 (10) 常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。 (11) 植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
<p>8 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2) 原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。 (3) 汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化を努めること。 (4) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (5) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は当該樹木を修景に生かすよう考慮すること。ただし、これにより難しい場合は移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (6) 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (7) 敷地面積が0.3ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20%以上の敷地を緑化すること。 (8) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。 (9) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 (10) 大規模建築物等に該当する当該工作物については、5(10)による。

<p>9 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築</p>	<p>(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2) 原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。 (3) 汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできた空地には、特に緑化に努めること。 (4) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (5) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植し、移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (6) 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (7) できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。 (8) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。こと。 (9) 敷地の面積が0.3ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の面積の20%以上の敷地を緑化すること。 (10) 常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。 (11) 植栽に当たっては、自然植生を配慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とする。こと。 (12) 大規模建築物等に該当する当該工作物については、5(10)による。</p>
<p>10 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路(その支持物を含む。)の新設、増築または改築</p>	<p>(1) 鉄塔は、原則として、特別地区内または湖岸もしくは湖岸道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ること。 (2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないように配置すること。 (3) 電柱は、原則として、湖岸沿いおよび樹林の生育域内には配置しないこと。 (4) 形態の簡素化を図ること。 (5) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。 (6) 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。 (7) 大規模建築物等に該当する当該工作物については、5(10)による。</p>
<p>11 建築物等の移転</p>	<p>それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑地措置の基準によること。</p>
<p>12 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替</p>	<p>それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によること。</p>
<p>13 建築物等の外観の色彩の変更</p>	<p>それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によること。</p>
<p>14 木竹の伐採</p>	<p>(1) 伐採はできるだけ小規模にとどめること。 (2) 湖岸または湖岸道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、その周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (3) 高さ10m以上または枝張り10m以上のものは、できるだけ伐採しないこと。</p>

	<p>(4) 一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないように考慮すること。</p> <p>(5) 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部の低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講ずること。</p>
15 屋外における物件の堆積	<p>(1) 敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、既存樹林をできるだけ残すこと。</p> <p>(2) 原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。</p> <p>(3) 遮へい措置を要するものにあつては、その集積または貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとすること。</p> <p>(4) 事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講ずること。特に湖または湖岸道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい装置を講ずること。</p> <p>(5) 農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤード等にあつては物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽すること。</p> <p>(6) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(7) 樹姿また樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(8) 敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。</p> <p>(9) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
16 土石の採取または鉤物の掘採	<p>(1) 湖岸および湖岸道路からできるだけ望見できないよう、常緑の中高木による遮へい措置を講ずること。</p> <p>(2) 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講ずること。</p>
17 水面の埋立てまたは干拓	<p>(1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。</p> <p>(2) 埋立てまたは干拓後の土地（のり面を含む。）にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講ずること。</p>
18 土地の開墾その他土地の形質の変更	<p>(1) 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林もしくはヨシ原等がある場合は、できるだけ保全すること。</p> <p>(2) 造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとすること。</p> <p>(3) のり面が生じる場合にあつては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講ずること。</p>

- (4) 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。
- (5) 広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が0.3ha以上であるときは、敷地面積の20%以上の敷地を緑化し、湖岸または湖岸道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

1. この表において「湖岸道路」とは、琵琶湖や内湖の湖岸に沿って設けられた道路で、かつ当該道路上から多くの人々が琵琶湖または内湖を望見しうる道路をいう。
2. この表において、「汀線」とは、鳥居川水位±0のときの琵琶湖の水際線をいう。
3. この表において、「湖岸」とは、琵琶湖および内湖の水際線をいう。
4. この表において、「建築物の連たん」とは、建築物のある敷地相互間の距離が30メートル以内に連なっていることを指す。
5. この表において、「樹林帯」とは、湖辺の松林やヤナギ林等の高さがおおむね10mを超える樹林帯や河畔林などで、線的、面的にまとまりのある樹林群をいう。
6. この表において、「主要な視点場」とは、湖岸、湖上、湖岸道路、琵琶湖近傍の史跡名勝等において不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できるものをいう。
7. この表において、「主要な眺望景観」とは、主要な視点場から眺望できる琵琶湖、内湖、樹林、独立峰、山並み等の景観をいう。
8. この表において、「重要な眺望景観」とは、主要な眺望景観のうち特に優れた景観をいう。
9. この表において、「遠景域」、「中景域」とは、それぞれ、おおむね2.0～5.0km、0.5km～2.0kmを指す。
10. この表において、「周辺の建築物の多く」とは、建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上を指す。
11. 大規模建築物等の新築等を行おうとする者は、あらかじめ当該行為が景観に与える影響の調査（景観影響調査）を行うものとする。

なお、景観影響調査とは行為の実施が景観に及ぼす影響について調査、予測および評価を行うとともに、これらを行う課程においてその行為に係る景観形成のための措置を検討し、この措置が講じられた場合において景観影響を総合的に評価することをいう。

【景観形成重点地区（伝統的沿道景観重点地区）】

1 建築物（建築物に附属する門およびへいを除く。）の新築、増築または改築	位置	(1) 周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めること。 (2) 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。														
	形態	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。 (2) 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または山りょうもしくは樹林地がある地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。 (3) 勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。 (4) 周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。 (5) 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置などの修景措置を講じること。														
	意匠	(1) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。 (2) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。 (3) 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とすること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とすること。														
	色彩	(1) けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。 (2) 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="467 1084 1238 1303"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>上限値</td> <td>下限値</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="467 1173 1238 1303"> <tbody> <tr> <td>0.1R~1.0G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG~1.0RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）で表示。 ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。</p> (3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。 (4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。 (5) 大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁には明度の明るい色（明度4以上）や彩度の低い色を用いること。	色相	彩度	明度		上限値	下限値	0.1R~1.0G	6以下	3以上	0.1BG~1.0RP	3以下	3以上	無彩色	—
色相	彩度	明度														
		上限値	下限値													
0.1R~1.0G	6以下	3以上														
0.1BG~1.0RP	3以下	3以上														
無彩色	—	3以上														
素材	(1) 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。 (2) 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。 (3) 周辺の建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮すること。															

	<p>敷地の緑化措置</p>	<p>(1) 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。 (2) 大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0ha以上であるものにあつては、原則として、敷地面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつてはこの限りではない。 (3) 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。 (4) 大規模建築物にあつては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 (5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
	<p>樹木等の保全措置</p>	<p>(1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (2) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
<p>2 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの新設、増築または改築</p>		<p>(1) 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。 (2) 道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。 (3) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</p>
<p>3 門（建築物に附属するものを含む。）の新設、増築または改築</p>		<p>(1) 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。</p>
<p>4 擁壁の新設、増築または改築</p>		<p>(1) 道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。 (2) できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したのものとする。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。</p>
<p>5 煙突またはごみ焼却施設アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの高架水槽の新設、増築または改築</p>		<p>(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2) 原則として、道路から2m以上後退すること。 (3) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (4) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (5) できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。 (6) 常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。 (7) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (8) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>

<p>6 彫像その他これに類するもの新設、増築または改築</p>	<p>(1)原則として、道路から2m以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではない。</p> <p>(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。</p> <p>(3)原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではない。</p> <p>(4)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。</p> <p>(5)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(6)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
<p>7 汚水または排水を処理する施設の新設、増築または改築</p>	<p>(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、道路から2m以上後退すること。</p> <p>(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(5)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p> <p>(6)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</p> <p>(7)敷地外周部は緑化を図り、施設を敷地外から容易に望見できないようにすること。</p> <p>(8)常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。</p> <p>(9)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(10)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
<p>8 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築</p>	<p>(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、道路から2m以上後退すること。</p> <p>(3)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(4)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p> <p>(5)敷地面積が1.0ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあっては、原則として、その敷地の20%以上を緑化すること。</p> <p>(6)敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</p> <p>(7)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>

<p>9 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築</p>	<p>(1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2) 原則として、道路から2m以上後退すること。 (3) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。 (4) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (5) できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。 (6) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。こと。 (7) 敷地面積が1.0ha以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあっては、原則として、その敷地の20%以上を緑化すること。 (8) 常緑の中高木を主体とする樹木により施設の規模に応じた修景緑化を図ること。 (9) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (10) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
<p>10 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路(その支持物を含む。)の新設、増築または改築</p>	<p>(1) 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。 (2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。 (3) 形態の簡素化を図ること。 (4) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること (5) 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。</p>
<p>11 建築物等の移転</p>	<p>それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準による。</p>
<p>12 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替</p>	<p>それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。</p>
<p>13 建築物等の外観の色彩の変更</p>	<p>それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。</p>
<p>14 木竹の伐採</p>	<p>(1) 伐採は、できるだけ小規模にとどめること。 (2) 道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (3) 高さ10m以上または枝張り10m以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。 (4) 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。</p>

15 屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2) 原則として、道路から2m以上後退すること。 (3) 遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。 (4) 事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 (5) 農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。 (6) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (7) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (8) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
16 土石の採取または鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。 (2) 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。
17 水面の埋立てまたは干拓	<ul style="list-style-type: none"> (1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。 (2) 埋立てまたは干拓後の土地（のり面を含む。）にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じること。
18 土地の開墾その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> (1) 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全すること。 (2) 造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとする。 (3) のり面が生じる場合にあつては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。 (4) 駐車場を設置する場合にあつては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。 (5) 広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であつて、当該施設に係る敷地の面積が1.0ha以上であるときは、敷地面積の20%以上の敷地を緑化し、河川または主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

1. この表において、「周辺の建築物の多く」とは、建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上を指す。

■「歴史街道軸」「幹線道路軸」における景観形成基準

市内の特徴ある歴史的街道沿道や、幹線的機能を担う道路沿道について、それぞれ「歴史街道軸」、「幹線道路軸」として位置づけ、景観形成基準を設けます。

なお、「歴史街道軸」と「幹線道路軸」が重複して指定される地域については、「幹線道路軸」の基準を適用します。

【歴史街道軸】

東海道、中山道、矢橋道の沿道について、街道沿いの歴史的な街並み景観の保全・活用を進め、にぎわいある景観づくりを図るため、各ゾーンに定めた基準に加えて、これら街道沿道において景観形成基準を設けます。なお、当該街道に面する敷地を対象とします。

1 建築物（建築物に附属する門およびへいを除く。）の新築、増築または改築	位置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めること。 (2) 駐車場の設置等により、通りから壁面を後退させる場合は、周辺景観との調和に配慮し、塀等を設置して壁面ラインの連続性に配慮すること。 (3) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。 (4) 景観形成重点地区に指定されている地区においては、同地区に定められている景観形成基準に準ずること。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、これらの形態との調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けること。また、同地区において、大規模建築物の3階以上の部分は可能な限りセットバックさせるなど、周辺の街並みとの調和や上空への見通しの確保に努めること。 (2) 勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。 (3) 周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。 (4) なお、市道宮町渋川線に接する区域のうち、市道草津2号線との交点から県道草津停車場線との交点までを除くものとする。 (5) 景観形成重点地区に指定されている地区においては、同地区に定められている景観形成基準に準ずること。

1. この表において、「周辺の建築物の多く」とは、建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上を指す。

【幹線道路軸】

大江霊仙寺線、大津湖南幹線、湖岸道路等、市内の幹線となる道路について、にぎわいの中にも秩序がある良好な景観づくりを進めるため、各ゾーンに定めた基準に加えて、これら幹線道路沿道において、景観形成基準を設けます。なお、当該道路に面する敷地を対象とします。

1 建築物（建築物に附属する門およびへいを除く。）の新築、増築または改築	位置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路境界からできるだけ多く後退し、広がりのある景観を確保するとともに、後退した部分について、歩道と一体的な整備を図ること。（なお、主要地方道大津守山近江八幡線（浜街道）を除く） (2) 景観形成重点地区に指定されている地区においては、同地区に定められている景観形成基準に準ずること。
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平面駐車場を設置する場合、周辺景観との調和に配慮し、生垣または高木等の設置によって緑化に努めること。 (2) 景観形成重点地区に指定されている地区においては、同地区に定められている景観形成基準に準ずること。

第7章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

第1節

景観重要建造物

東海道や中山道沿道には、歴史的な町家や蔵などの建築物が残っているほか、琵琶湖周辺の田園においても伝統的な農村集落がみられるなど、歴史的、文化的価値の高い建造物等が存在し、良好な景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。

これらの建造物等の保全を図るため、良好な景観形成に重要と認められるものについて、景観重要建造物として指定を行い、街道の歴史的な景観の保全等を図り、地域の歴史・文化資源を生かした景観づくりを進めます。

■景観重要建造物の指定方針

道路その他の公共の場所から容易に見ることができ、以下の指定方針のいずれかに該当する建造物について指定を行います。

指定に当たっては、草津市景観審議会や景観および建築に関する専門家などの意見を聞き、所有者の同意を得ることとします。

・歴史的・文化的価値を有する建造物

・歴史的な様式や地域固有の様式を継承する建造物

・市民に親しまれ、周辺景観のシンボルとなっている建造物

・東海道、中山道、矢橋道等、歴史的な街道沿いに立地する建造物

第2節

景観重要樹木

草津市には、鎮守の森や主要河川における河畔林、街道沿いをはじめとして、樹齢が高く、樹容の優れた名木が数多く存在し、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たしています。

これらの樹木の保全を図るため、良好な景観形成に重要と認められるものについて、景観重要樹木として指定を行い、地域の緑を生かした景観づくりを進めます。

■景観重要樹木の指定方針

道路その他の公共の場所から容易に見ることができ、以下の指定方針のいずれかに該当する樹木について指定を行います。

指定に当たっては、草津市景観審議会や景観および樹木に関する専門家などの意見を聞き、所有者の同意を得ることとします。

- ・健全で樹形が景観上優れているもの
- ・地域固有の自生種で希少品種のもの
- ・地域に元来ある樹種で樹齢が高いもの
- ・市民に親しまれ、周辺景観のシンボルとなっている樹木
- ・健全で学術的、歴史的価値があり、「保護樹木」に指定されている樹木

第8章 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

第1節 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

良好な景観の形成を図るため、屋外広告物および屋外広告物を掲出する物件の形態意匠について、設置に関する行為の制限を定め、周辺の景観に十分配慮するものとします。

特に草津市においては、自然景観として、空・山・湖がつながる広がりのある風景の保全を位置づけており、中でも広大な田園については、草津市の景観上、非常に重要な要素となっています。

この田園地域については、これまでの滋賀県屋外広告物条例に定められた許可基準の見直しを行い、特に屋外広告物の掲出が多い、田園地域を通る幹線道路沿いにおける規制を強化し、落ち着いた景観の形成を図ります。

第2節 屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する行為制限

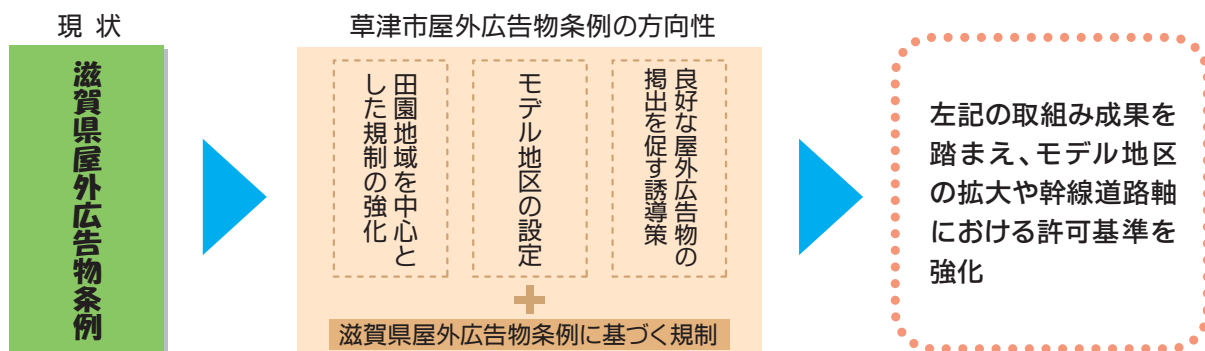
屋外広告物について、景観を構成する重要な要素であると位置づけ、良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内において、屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関して、屋外広告物法に基づき、「禁止物件、禁止地域、許可地域、許可基準等」について、本計画に即したものとして、草津市屋外広告物条例によって定めます。

第3節 草津市における屋外広告物の方向性

草津市の屋外広告物の規制については、これまで運用されてきた「滋賀県屋外広告物条例」を基本としながら、田園地域を中心に、規制の強化を図っています。

今後、さらに良好な景観の形成につなげていくため、より厳しい許可基準を設けた幹線道路を「モデル地区」として設定し、その取組み成果について検証・分析を行う一方、「モデル地区」並みの厳しい許可基準を遵守する広告主に対する誘導策を設けるなど、積極的に屋外広告物の規制・誘導策に取り組めます。

そして、これら施策の取組み成果を踏まえ、将来的には厳しい許可基準をもつ「モデル地区」を拡大させるなど、市全域の幹線道路に厳しい許可基準を波及させていくことで、よりよい景観の形成につなげていきます。



第9章

道路、河川等良好な景観の形成上重要な公共施設 (景観重要公共施設)の整備に関する基本的な事項

道路や河川、公園などの公共に供する施設は、市域の良好な景観形成をリードする役割を果たすべきものであり、景観を構成する重要な要素となっています。

従って、これらのうち、特に重要なものについて景観重要公共施設として指定します。

■景観重要公共施設の指定方針

以下の指定方針のいずれかに該当する公共施設について指定を行います。

指定に当たっては、草津市景観審議会からの提言を受けるほか、住民をはじめ、景観および建築に関する専門家、施設管理者等の関係機関が参画する景観協議会において協議を行います。

- ・地域の景観の骨格をなす主要な構成要素となっている公共施設
- ・歴史的な街並み等との調和が求められる公共施設
- ・市民に親しまれ、周辺景観のシンボルとなっている公共施設

第10章 景観計画の推進

第1節 市民・事業者・行政による景観づくり

『「ふるさと草津の心」を育む景観づくり』を進めていくため、市民・事業者・行政が、景観の重要性について認識し、主体的な景観づくりに取り組む必要があります。

また、それぞれの主体が、自らの役割を理解した上で、相互に連携しながら景観づくりを進めていきます。

※ 市民…「個人」だけでなく、「自治組織」「ボランティア組織」「NPO」「各種団体」「学生」等も含まれます。

【市民の役割】

市民は、自らが景観づくり活動の主体であることを認識し、景観に対する意識を高め、景観について積極的に学ぶとともに、身近な景観資源（建築物や樹木、公園等）の維持管理に参画するなど、景観づくりに主体的に取り組めます。

また、身近な美化活動や緑化活動、地域の自治組織、ボランティア組織、NPO等が取り組む景観づくり活動への参加に努めます。

【事業者の役割】

事業者は、事業所の建物や事業活動が景観の構成要素であることを認識し、工場や事業所等について周辺景観への調和を図るため、敷地内や周辺の緑化に努めるとともに、建築物や屋外広告物等のデザインに配慮するなど、企業の社会的責任において、良好な景観の形成に向けて取り組みます。

また、事業所単位での美化活動や緑化活動、地域の景観づくり活動への参加に努めます。

【行政の役割】

行政は、適切に景観行政を推進できる体制を早期に整え、市民や事業者など、景観づくりに取り組む各主体と連携し、一体となって、良好な景観形成の実現に向け、総合的な景観づくりを積極的に進めていきます。

具体的には、景観づくりに関する情報発信やPRを行うほか、「まちあるき」や地域の景観資源探しなど、景観に親しみ、学ぶことができるさまざまなイベントや活動を実施し、子どもから大人まで、あらゆる世代を対象にした景観教育を進めます。

また、市民や事業者が取り組む緑化や維持管理等の活動、景観づくりに向け各主体が参画する協議、街並みの保全や活用につながる街道沿いの建物等の改修など、また、地域で景観づくりをリードする人材の育成支援、景観づくりを適切にアドバイスできる支援員の派遣など、人的・経済的側面からの助成や各主体の景観づくりの取り組みに対する支援を積極的に行っていきます。

さらに、市民ニーズを的確、かつきめ細やかに把握し、各主体の取り組みに応じた支援ができる仕組みについて、検討を進めていきます。

道路、河川、公園等の公共施設の整備にあたっては、良好な景観の形成の先導的な役割を果たしていけるよう、公共施設の整備や公共用の屋外広告物に関する景観の指針やガイドラインを策定します。

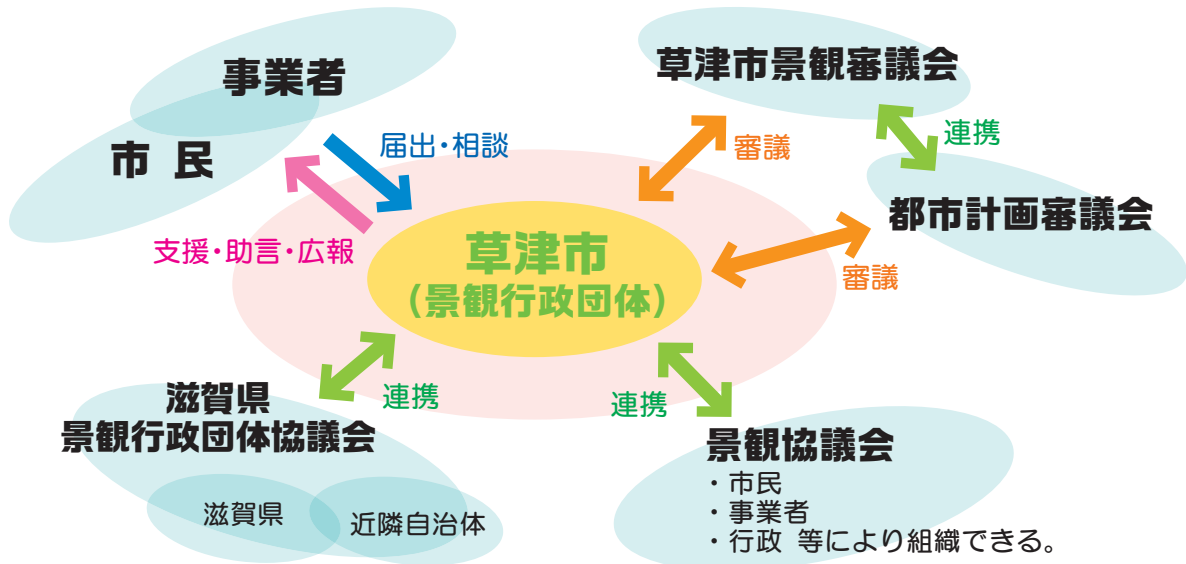
また、良好な景観形成につながる無電柱化等について、施設管理者と連携し、検討を進めます。

第2節

計画の推進体制

本計画を円滑に推進し、良好な景観の形成を図るためには、景観づくりの主体である市民や事業者、行政の連携や協力が不可欠となります。

また、景観づくりに必要な事項について総合的に審議を行う草津市景観審議会や、公共施設管理者、公益事業者等が参画する景観協議会、さらには広域的な景観づくりに関連して、県や近隣自治体などの関係機関と連携した計画推進体制の構築を図ります。



第3節

計画の見直しと進行管理

美しい自然や歴史的な建築物等、先人から受け継いだ景観資源の保全が求められている一方、現在の景観は、わたしたちの日々の営みにより、変化を続けています。

今後、社会経済情勢の大きな変動も予想される中、景観づくりの取組みについても、柔軟に対応していくことが求められます。

従って、今後の時代潮流や市民のライフスタイル、価値観などの変化に応じ、計画の見直しを行う必要があります。

また、行政においても草津市の総合計画や都市計画マスタープラン等、本計画と密接に関連する計画の見直しを行った際には、必要に応じて本計画についても見直しを行うこととします。

地域において、市民・事業者による積極的な景観づくりが進められ、景観形成重点地区の指定や景観重要建造物、景観重要樹木の指定が必要になった場合、景観重要公共施設の整備を進める場合など、柔軟に計画の見直しを行っていきます。

見直しを行った計画については、着実に実行するとともに、実行結果について検証・分析し、より効果的な取組みについて検討を行うなど、PDCAのサイクルを意識し、計画の適切な進行管理を行います。(P=Plan、D=Do、C=Check、A=Action)

景観法や都市計画法等によって位置づけられている各種制度や施策を活用することで、良好な景観形成につながる取組みを進めていきます。

■組織の指定や設立による景観づくりの取組み

【景観整備機構の指定による景観づくりの取組み（景観法第92条関係）】

景観重要建造物や景観重要樹木の指定などが行われた場合、これらの資源の適切な管理や活用を行うことができるNPOなどの民間団体や業界団体について、景観整備機構として指定する制度があります。指定を受けた団体と行政が相互に連携・協力を図り、良好な景観形成の取組みを進めていくことができます。

【景観協議会の設立による景観づくりの取組み（景観法第15条関係）】

景観協議会は、良好な景観の形成に向けて、市民、事業者（公益事業者含む）、景観整備機構や景観重要公共施設の管理者、行政など多様な立場の関係者が、景観づくりの合意形成を行う場として、設けることができます。

協議内容については、「尊重義務」が発生するので、十分に協議を重ねるとともに、柔軟な対応により景観づくりを進めていくことができます。

■地区の指定や独自の基準による景観づくりの取組み

【景観地区の指定による景観づくりの取組み（景観法第61条関係・都市計画法第8条関係）】

都市計画法に定められた地域地区の一つで、景観計画区域内の一団の土地において、地域住民の合意に基づき、良好な景観の形成を図るため、地域独自の景観形成基準を設けることができます。

建築物や工作物のデザイン、色彩、高さなど地域の景観について総合的な規制・誘導を行うことで、景観づくりに取り組むことができます。

【景観協定の締結による景観づくりの取組み（景観法第81条関係）】

景観計画区域の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等全員の合意形成に基づき、当該地区における自主的な景観づくりのルールを定めることができる制度です。

地域の実情に応じて、きめ細やかで幅広いルールづくりが可能で、景観地区の指定のための住民合意を得る制度として活用していくことができます。

【地区計画の活用による景観づくりの取組み（都市計画法第12条関係）】

地区計画とは、都市計画法に定められた制度で、一定区域の整備、開発、保全のための計画となっており、当該地区の建築物等について、建物の用途や最低敷地面積、デザイン、色彩、高さなど独自の基準を設定することで、景観づくりに取り組むことができます。

■景観計画を推進する指針づくり

【草津市景観形成ガイドラインの策定による景観計画の円滑な推進】

草津市景観形成ガイドラインとは、草津市景観計画を円滑に進めていくための指針を示すものであり、建築物等の建設の際、良好な景観づくりのために配慮すべき事項をとりまとめたものです。

市民・事業者にとって、わかりやすい内容にまとめ、景観計画に定める景観基準を遵守してもらうため、積極的に活用していきます。

【草津市公共施設等景観ガイドラインの策定による景観計画の円滑な推進】

草津市公共施設等景観ガイドラインとは、公共施設等の整備における景観づくりの指針や配慮事項をとりまとめたものです。

公共施設等は、大規模な施設等が比較的多くみられ、周囲の景観に及ぼす影響も大きいことから、このガイドラインによって、行政が率先して良好な景観形成を進めていくことができます。

第5節 市民・事業者の主体的な景観づくりへの支援

行政は、地域において良好な景観の形成を目的として活動する市民・事業者やその団体に対し、活動経費の助成などを含め、必要な支援を積極的に行っていきます。

【景観形成重点地区の指定に向けた取組みへの支援】

より良好な景観形成をめざす区域を定め、市民・事業者が主体的に景観づくりに取組む区域を「景観形成重点地区候補地」として位置づけ、景観形成のルールづくり等を支援するとともに、「景観形成重点地区」に指定された地区については、当該地区の景観づくりに取組む景観形成重点地区協議会等の活動を支援していきます。

【景観形成パンフレット等による地域の特性に応じた景観づくり活動の支援】

地域が主体的に景観づくりに取組むことができるよう、景観形成に関するパンフレット等を作成し、地域自治組織やNPO等に対して積極的な配布を進めます。

まちあるきイベントなどの際に活用できるコンテンツを盛り込むなど、子どもから大人までが気軽に景観について学ぶことができるような工夫を凝らし、市民による景観づくりの輪を広げていきます。

【東海道や中山道における景観づくりへの支援】

東海道や中山道において、歴史的な街並みの形成や維持のため、市が定める建物の意匠等の基準に沿った建設や改修等に対して、一定の経済的援助を行う制度を設けています。

支援イメージ

市民・事業者

- まちあるきや地域の景観資源マップづくり など地域の景観資源の掘り起こし
- 身近な緑や建築物等の維持管理活動等
- 景観形成重点地区や候補地の指定に向けた取組み
- 良好な景観形成につながる景観ルールの検討
- 景観形成重点地区協議会の運営

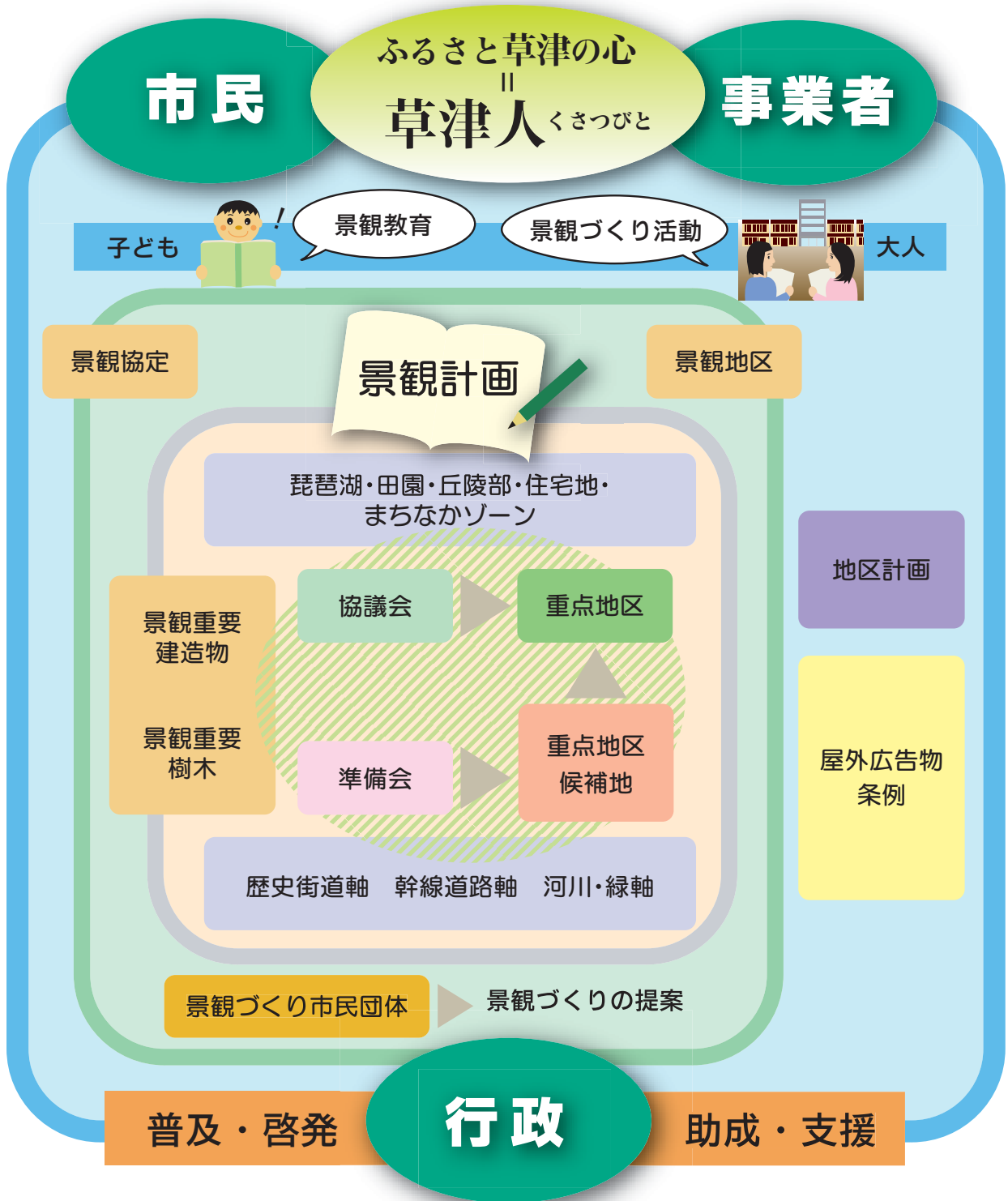
市民・事業者の主体的な景観づくり活動への支援

行政

- 人的な支援
- 活動経費の支援
- 技術や道具の提供等による支援
- 条例における位置づけ
 - 景観形成重点地区の指定（景観形成重点地区協議会の認定・支援）
 - 景観形成重点地区候補地の指定（景観形成重点地区準備会の認定・支援）
 - 景観づくり市民団体の認定
 - 景観計画・景観づくりの提案制度

「ふるさと草津の心」を育む景観づくり

～“広く碧い湖と空”、“趣のある歴史のみち”、“質の高い都市生活”が調和する～





草津市役所 都市計画課 景観グループ

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話：077-561-6507 FAX：077-561-2486

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>